

## 「新・宮城県景観形成指針（案）」に対する意見の募集の結果について

平成 19 年 3 月 2 日

宮城県では、「新・宮城県景観形成指針（案）」について、平成 18 年 12 月 8 日（金）から平成 19 年 1 月 12 日（金）までの間、ホームページ等を通じて県民の皆様からご意見を募集いたしましたところ、当案に対するご意見、ご要望等の提出はございませんでした。

ご協力ありがとうございました。

## 「新・宮城県景観形成指針（案）」に対するご意見の募集について

平成18年12月8日

宮城県には、四季折々の豊かな自然、広大な田園風景、近代的な都市の賑わい、地域に根ざした風習や文化が息づく美しい街なみ、さらには、普段気づかれることのない日常生活の中にある何気ない景観など、その個性を表す様々な美しい景観があります。

「ふるさとみやぎ」のより良い景観を守り、創造し、景観形成を支える県民意識の醸成が図られるよう、今年度に「みやぎ景観懇話会」を設置し、「宮城県景観形成指針」の見直しを進めています。

現在、宮城県では、「新・宮城県景観形成指針（案）」を作成しており、これに対する県民の皆さんのご意見・ご提案等を募集しております。

- 1 公表する案の名称  
新・宮城県景観形成指針（案）
- 2 公表する関係資料  
新・宮城県景観形成指針（案）
- 3 関係資料の公表場所  
当ホームページのほか、以下の場所でもご覧いただけます。  
ただし、以下の場所では、閉庁日（土・日・祝日・12月29日～1月3日）にはご覧になれません。  
（1）土木部都市計画課（県庁9階）  
（2）県政情報センター（県庁地下1階）  
（3）各地方振興事務所県政情報コーナー（県合同庁舎）  
仙台地方振興事務所を除く
- 4 意見等の提出及び問合せ先  
宮城県土木部都市計画課行政班  
住所 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1  
FAX 022-211-3295  
E-mail tosikes@pref.miyagi.jp  
電話 022-211-3132（電話による意見提出はできません。）
- 5 意見等の提出方法  
郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出できます。  
なお、意見提出の様式は自由ですが、いずれの方法の場合でも  
・住所  
・氏名（団体・企業の場合は、その名称及び代表者の氏名）  
・電話番号  
を必ず記載してください。  
意見等の提出は日本語に限ります。
- 6 意見の募集期間  
平成18年12月8日（金）から平成19年1月9日（火）まで  
なお、御意見は平成19年1月9日（火）必着でお願いします。
- 7 今後の予定  
皆さんからいただいた意見等とそれに対する宮城県の考え方につきましては、2月中旬頃に上記の「3 関係資料の公表場所」と同じ場所で公表する予定です。（なお、皆さんからいただいた意見に対する県の考え方については、皆さん個人に返信することはありません。）  
ご意見等を踏まえ、「みやぎ景観懇話会（3月開催予定）」で懇話会の委員の方々からご意見をいただいた上で、平成19年3月下旬頃に新・宮城県景観形成指針を策定する予定です。
- 8 その他  
・記載された個人情報は、本指針策定以外の目的では利用いたしません。

参考：パブリックコメントの広報状況

- (1) 新聞「県からのお知らせ」12月17日(日)河北新報の朝刊
- (2) 河北新報朝刊記事 1月6日(土)
- (3) メールマガジン「メルマガ・みやぎ」 12月8日(金)
- (4) 宮城県HPのトップページ
- (5) 行政経営推進課のパブリックコメントのHP
- (6) 都市計画課HPのトップページ

平成18年12月17日(日)河北新報朝刊

**◆新・宮城県景観形成指針にご意見を**

県では、みやぎの景観のあるべき姿を描いた景観形成指針(案)について、県民の皆さんから意見を募集しています。

▼資料公表場所 県政情報センター、各地方振興事務所 県政情報コーナー、県ホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/losikei/>)

▼募集期限 平成19年1月9日(火)必着

詳しくは、県都市計画課(2113132)へ。

平成19年1月6日(土)河北新報朝刊

**景観の形成へ  
意見や提案を  
12日まで県募集**

県は「新・県景観形成指針」の案を策定したのに伴い、12日まで住民の意見や提案を募っている。

基本目標は、①宮城の個性を象徴する景観を「まもる」②快適で魅力ある景観を「つくる」③景観形成を支える意識を「育てる」の三点。具体策として、新幹線や高速道路沿線で屋外広告物を規制したり、松島地区で標識類の高さや色彩を調整したりするといった景観形成の手法を挙げている。

意見提出の様式は自由で、住所や氏名、電話番号を明記。郵便、ファクス、電子メールで提出する。指針の案は県都市計画課のホームページのほか、県庁の県政情報センターや地方振興事務所 県政情報コーナー(仙台地方振興事務所を除く)で見られる。

連絡先は022(211)3132。